

令和3年11月9日（火）

（お知らせ）

## 環境省有資格業者に対する指名停止措置について

環境省福島地方環境事務所は、本日、大林・東亜・大本特定建設工事共同企業体及び同企業体構成員並びに貴水工業株式会社に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

環境省福島地方環境事務所

経理課 課長：岩田 成実

課長補佐：百目木 康一

TEL:024-573-7386

024-573-7246

## 指名停止措置の概要

### 1 指名停止措置業者名及び住所

	指名停止措置業者名	住所
1	大林・東亜・大本特定建設工事共同企業体	(代表者 株式会社大林組) 東京都港区港南 2-15-2
2	株式会社大林組	東京都港区港南 2-15-2
3	東亜建設工業株式会社	東京都新宿区西新宿 3-7-1
4	株式会社大本組	岡山県岡山市北区内山下 1-1-13
5	貴水工業株式会社	福島県いわき市平中神谷字十二所 59-8

2 指名停止措置期間：令和3年11月9日 ～ 令和3年12月8日

3 指名停止措置の範囲：福島地方環境事務所管内

### 4 事実概要

大林・東亜・大本特定建設工事共同企業体が請け負っている令和2・3・4・5年度飯館村長泥地区環境再生事業盛土等工事において令和2年12月22日に発生した労働災害に関し、被災者の3次下請け業者貴水工業株式会社の労働者の休業日数が33日であったにもかかわらず、貴水工業株式会社が福島労働基準監督署へ労働者死傷病報告書を提出していないという事実が認められた。

このことに関して、本年8月27日、大林・東亜・大本特定建設工事共同企業体は福島労働基準監督署から「関係請負人及び関係請負人の労働者が労働安全衛生法等に違反しないよう必要な指導を行っていない。」として、また、貴水工業株式会社は「遅滞なく労働者死傷病報告を提出していない。」として、それぞれ労働安全衛生法に基づく是正勧告書を交付された。

5 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」（以下「措置要領」という。）別表1第4号（大林・東亜・大本特定建設工事共同企業体）及び措置要領別表2第16号（貴水工業㈱）に該当する。

本件については、それぞれ1ヶ月の指名停止措置を行うものである。

措置要領別表1第4号

措置要件	期間
（契約違反） 4. 第2号に掲げる場合のほか、自発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上 4ヶ月以内

措置要領別表2第16号

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 16. 別表1及び前各号に掲げる場合のほか、 <u>業務に関し</u> 不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上 9ヶ月以内